

「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」の策定に対する 御意見と鹿児島県の考え方について

「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」の策定に当たり、県民の皆様
の御意見を募集しました。その結果及び御意見についての鹿児島県の考え方をま
とめましたのでお知らせします。

1 募集期間

令和7年12月12日(金曜日)から令和8年1月13日(火曜日)まで

2 提出された御意見等の件数

別紙のとおり、延べ22件の御意見をいただきました。

No.	該当項目	御意見	県の考え方
1	第1の2 食、農業及び農村をめぐる現状と課題	「農業経営体数の減少」の後に、「高齢化」を追記すべきではないか。(理由:高齢化も深刻な課題であると考えため)	御意見のとおり、農業者の高齢化は深刻な課題と考えております。少子高齢化によって、農業経営体数が減少していると認識しており、基本方針の第1の2に「特に農村においては、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進行」していることを盛り込みました。
2	第2の1 県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策	農畜産物の合理的価格は、農家・消費者などの理解が絶対が必要です。コストアップ吸収の現状は、農家にすべての気がして、心苦しいです。R7に発生した「米騒動」を例にすると、店頭価格だけが叫ばれ、実際に農家の再生産可能な価格(仲卸会社だけ儲かる×)の収入で然るべきと考えます。 ※ 特に追加記述など意見なし	御意見については、基本方針の第2の1に「農畜産物の合理的な価格の形成に関して、農業者や食品関連事業者、消費者などの理解を促進」することを盛り込み、必要な施策を検討していきます。
3	第2の1 県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策	消費者への理解促進を図る意味で、農業者の生産現場の「見える化」が大切です。価格の背景にある農業者の苦労やコストを分かりやすく、消費者へ広く情報発信する工夫が必要であると考えます。	御意見については、基本方針の第2の1に「農畜産物の合理的な価格の形成に関して、農業者や食品関連事業者、消費者などの理解を促進」することを盛り込み、必要な施策を検討していきます。
4	第2の2 食育及び地産地消に関する施策	「食育推進体制の更なる充実や、人材の育成等により」の後に、「子供達や大人の」を追記すべきではないか。(理由:食育は、大人もターゲットにすることで、年齢層に関係なく波及効果が期待できると考えるため)	御意見については、基本方針の第2の2に「幅広い世代の健全な食生活の実現に向けた食育活動を推進」することを盛り込みました。
5	第2の2 食育及び地産地消に関する施策	学校給食等に地域の農畜産物を活用するために子供たちや親たちの食育は必要。食の大切さを伝えてほしい。	御意見については、基本方針の第2の2に「幅広い世代の健全な食生活の実現に向けた食育活動を推進」することを盛り込みました。
6	第2の2 食育及び地産地消に関する施策 第2の4 環境への負荷の低減に関する施策	第2-4で●有機農業への転換の促進や指導員の育成及び地域ぐるみでの取り組みを促進、とあるが、第2-2.食育及び地産地消に関する施策、では有機農産物への消費者の理解醸成に関する記載が無いことから、有機農産物の利用促進に関する記載の追記が第2-2には必要であると考えます。	食育や地産地消の取組については、安心・安全、農業への理解促進、食文化の継承など、食にまつわるあらゆる事柄について消費者に対する理解醸成を図ることが必要であり、有機農産物に対する消費者の理解醸成についても取り組むこととしております。 また、基本方針の第2の4に「環境と調和のとれた持続可能な食料生産と消費の実現のため、生産現場の取組等に関する消費者への理解促進」を図ることを盛り込みました。
7	第2の3 安全で安心な農畜産物の安定供給及び農業資材の確保に関する施策	K-GAPや生産履歴の記帳等により安全・安心が担保されますが、農産物への価格転嫁が追いついていないと感じています。K-GAPをクリアするための対応や負担金、生産履歴の記帳に係る手間等や、生産コストを考慮した価格形成の構築を望みます。	御意見については、生産コストを価格に転嫁できることが重要であると考えており、基本方針の第2の1に「農畜産物の合理的な価格の形成に関して、農業者や食品関連事業者、消費者などの理解を促進」することを盛り込みました。
8	第2の3 安全で安心な農畜産物の安定供給及び農業資材の確保に関する施策	私の農場も以前チャレンジGAPを県の先生、家畜保健所の先生たちの協力・指導のもと取得しましたが、共同出荷(肉用牛)の場合付加価値を付けることが出来なく、農家にかかる経費負担だけが大きくなる。個人で6次産業するには、GAP認証があった方が良いと思う。	御意見については、GAP認証取得は、安全で安心な農畜産物の安定供給に関して重要な取組であることから、基本方針の第2の3に「実需者等にこれらの制度への理解を促進」することを盛り込みました。

No.	該当項目	御意見	県の考え方
9	第2の3 安全で安心な農畜産物の安定供給及び農業資材の確保に関する施策	家畜排せつ物を有効活用など「農業資材の確保」で今鹿屋方面等で豚ふん等を散布しているが、臭いの問題が出ている。生の堆肥ではなく完熟堆肥を作る必要もあるのでは。	御意見については、基本方針の第2の4に「家畜排せつ物の適正処理及び有効利用を促進し、良質堆肥の施用による健全な土づくりを推進」することを盛り込みました。
10	第2の4 環境への負荷の低減に関する施策	「有機農業へ」の前に、「化学肥料・農薬の使用量の低減や」を追記すべきではないか。(理由:鹿児島県では気象条件もあり、有機農業のみを推進することは困難であると考えため)	御意見については、第2の4に「国内資源に由来した肥料の普及や総合防除(IPM)等の技術の確立・普及により、化学肥料及び化学農薬の使用量の低減」に努めることを盛り込みました。
11	第2の4 環境への負荷の低減に関する施策	有機農業の指導員は足りてないと思いますが、地域や環境が変われば指導員の難しさははかりしれないのかなど。動画等でもいいのでその地域にあった地域資源を活用しながらの土作りや、畑にどんな草が生えたら良くなってきているなど見てわかるような基準みたいなものが知れたら良いと思います。ネットでは色々な情報が有りすぎてどれを信じれば良いかわかりません。	御意見については、基本方針の第2の4に「有機農業への転換の推進や指導員の育成等を図る」ことを盛り込んでおり、研修会の開催等を通じて、指導員の育成に取り組んでまいります。
12	第2の4 環境への負荷の低減に関する施策	現在、お茶農家の人たち(有機に転換していく人たちが)、増えています。それは、価格の高騰と輸出の関係だと思えます。他の農産物も増えていくのは難しいと思えます。地域ぐるみで取り組むのは良いと思いますが、先駆者の有機農家の人たちの取組や意見も大事にしてほしい。	有機農業を推進するためには、御意見のとおり、先駆者の方々の取組や意見も踏まえながら、基本方針の第2の4の「地域ぐるみでの有機農業の取組を促進」していきます。
13	第2の5 担い手の確保及び育成に関する施策	退職前の10年及び5年前からの方々に向けた農業就業に活用できる個人の技能及び資格が、スマート農業に適用の有無及び農業法人が求めている人材に結びつけ、第2人生スタートに対して具体的事例等に紹介や、体験会等でPRして、長期的な段階から本人の意識支援策に検討してはいかがでしょうか。	御意見については、基本方針の第2の5に「農業大学校での実践教育・研修の充実など就業促進に向けた取組を推進」することを盛り込んでおり、かごしま営農塾「就農支援研修」などの開催周知など、対応させていただきたいと考えております。
14	第2の5 担い手の確保及び育成に関する施策	「集落営農」の前に、「食関連産業との連携、」を追記すべきではないか。(理由:農村地域の農業者のみで担い手を確保していくことには限界があると考えため)	御意見については、担い手を確保するためには、様々な分野の企業等の農業参入は重要と考えており、基本方針の第2の5に「農業経営に関心のある企業の参入を促進」することを盛り込みました。
15	第2の6 農業経営の支援を行う者の確保に関する施策	人材確保については、農繁期に向け、周年雇用の外国人や短期派遣の外国人を活用し対応しているが、まだまだ人手は足りていない状況で農家の高齢化に伴いさらにその需要は高まってくると予想されます。宿泊施設の確保や外国人受入れに係る費用を考慮すると農家所得への影響も懸念されます。自治会(集落)を主体とした人材確保等の仕組み作りも魅力的ではないでしょうか。(耕作放棄地の解消、非農家等の農業作業への参画・農業への理解、高齢者の活用促進、労賃の助成等による農家所得の負担軽減等)	御意見については、農業を支える多様な人材を確保・育成する必要があると考えており、基本方針の第2の6に「多様な人材の確保・定着に向けた取組を推進」することを盛り込みました。
16	第2の7 農地の有効利用及び確保に関する施策	「農地の保全活動の支援」の後に、「農作物の需要に応じた生産の促進」を追記すべきではないか。(理由:農地の有効利用には、農作物の生産は必須であると考えため)	農地の保全活動の支援と併せて、基本方針の第2の9(3)として、農作物の需要に応じた生産を促進する観点も含め、「米や甘味資源作物などが再生産可能となる生産体制の強化を促進」することを盛り込みました。

No.	該当項目	御意見	県の考え方
17	第2の8 農業生産の基盤の整備及び保全に関する施策	「地域の関係者が連携し、」の後に、「環境の維持」を追記すべきではないか。(理由:用排水路等の清掃、草刈り等の作業は、農家のみでは高齢化等で限界。環境維持の自治会活動等として、非農家の参加を積極的に推進すべきと考えるため)	御意見については、基本方針の第2の12(2)に、「水路や農道の維持・保全などの共同活動等に取り組む、人材の確保や活動組織等の体制強化を図る必要」があることから、「集落内外の多様な組織・人材の参画を進める」ことについて、盛り込みました。
18	第2の9 生産振興、販売、流通等に関する施策	①「かごしまブランド産品・・・維持・向上」の後に、「県内外へのPR」を追記すべきではないか。(理由:消費者等に認知されていないと考えるため) ②「地理的表示・・・積極的活用」の後に、「国内外へのPR」を追記すべきではないか。(理由:県民や国民をはじめ、海外での認知度を高めることがブランド化につながるかと考えるため) ③「観光産業、・・・更なる活用」の後に、「PR」を追記すべきではないか。(理由:PRがあつてこそ、活用につながるかと考えるため)	①・③御意見については、基本方針の第2の9(5)に、「県内外の販路拡大につながる継続的な販売促進活動を展開」することを盛り込みました。 ②御意見にあった、国内外のPRについては、基本方針の第2の9(5)に盛り込んでいる「地理的表示保護制度の積極的活用等」に含んでおります。
19	第2の9 生産振興、販売、流通等に関する施策	農畜産物の輸送体制確立の促進は、県内外の集約拠点が不可欠です。輸送コストは必ず上昇しますが、集約によりコスト抑制は可能と考えます。 ※ 特に追加記述など意見なし	御意見については、基本方針の第2の9(5)に、「パレット化、中継共同物流拠点の整備などを進め、新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立を促進」することを盛り込みました。
20	第2の9 生産振興、販売、流通等に関する施策	令和6年の本県農畜産物の輸出の伸長は「黒牛」と「緑茶」が主であることから、今後の世界情勢を踏まえ、実績の分析と今後の仮説を立てる協議の場の設定が必要と考えます。	本県農畜産物の輸出促進に当たっては、これまでも様々な御意見を伺いながら取組を進めております。引き続き、生産者団体等幅広い関係者の御意見を伺いながら、基本方針の第2の9(6)に盛り込んでいる「輸出の拡大を促進」に向けて、海外市場動向の分析や具体の施策の検討を行ってまいります。
21	第2の12 農村振興に関する施策	①「農村集落・・・農村づくり」の後に、「都市部とのコミュニケーション」を追記すべきではないか。(理由:都市部との交流が、農村振興に効果があると考えるため) ②「ジビエ・・・消費拡大・・・」については、消費拡大ではなく、「食関連産業や学校給食等での利用拡大」にすべきではないか。(理由:消費拡大は抽象的。利用シーンを増やすことが消費拡大につながるかと考えるため)	①御意見については、第2の12(1)に、「農村地域の多様な地域資源を活かし、都市と農村の交流を促進する取組を推進」することを盛り込みました。 ②ジビエの消費拡大については、御意見のとおり、幅広い方々への利用を増やしていくことが大切であると考えており、基本方針の第2の12(4)に「消費拡大の取組を推進」することを盛り込みました。
22	第2の12 農村振興に関する施策	現在、猟師の人数が全国的に不足とお聞きますが、私たち農家にも箱わなの設置(免許無し)が出来れば、イノシシ、シカなど減少につながるのではないのでしょうか。 ジビエの認知度向上に関しても必要に応じて料理講習や調理済みの料理を店舗販売などして消費者にジビエのおいしさを知ってもらう事が大事だと思います。	農業被害防止を目的とする捕獲の許可に当たっては、捕獲に係る技術・知識等を担保するため、原則、狩猟免許を所持している者に許可することとしています。ただし、一定の条件を満たせば、狩猟免許を受けていない者が捕獲に補助的に参加できる制度もあります。 なお、鳥獣の捕獲を安全にかつ効果的に進めるためには、狩猟免許取得者を増やすことが重要と考えており、狩猟免許取得者の確保、育成に向けた支援として、基本方針の第2の12(4)に「個体数を減らす」取組を進めることを盛り込みました。 また、御意見のとおり、基本方針の第2の12(4)に「ジビエの認知度向上の取組を推進」することを盛り込みました。